

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較(長野県)

品目 : 六条大麦				
平均収入 53 万円	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
作付面積 1.0 ha  単収 355 kg/10a  販売価格 7,418 円/50kg	① 販売価格が個人もしくは地域平均で1割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で1割減少  当年収入 47万円	① 販売価格が個人もしくは地域平均で2割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で2割減少  当年収入 42万円	① 販売価格が個人もしくは地域平均で3割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で3割減少  当年収入 37万円	① 販売価格が個人もしくは地域平均で4割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で4割減少  当年収入 32万円
<b>既存制度</b>  ナラシ対策 (20%コース) ※最大で2割の収入減少 まで補てん 積立金 0.7 万円	① 1万円 ② 1万円	① 3万円 ② 2万円	① 3万円 ② 3万円	① 3万円 ② 3万円
(半相殺方式) 補償限度8割 共済掛金 0.5 万円 (掛け捨て)	① — ② —	① — ② —	① — ② 7万円	① — ② 14万円
<b>収入保険</b> (補償限度9割 (保険8割+積立1割) 支払率9割) ※10割の収入減少まで 補てん  掛金拠出合計 1.6 万円 (保険料 0.4 万円 (掛け捨て) 積立金 1.2 万円)	① ] — ② ] —  補てん金を含めた 当年収入 47万円	① ] 5万円 ② ] 5万円  補てん金を含めた 当年収入 47万円	① ] 9万円 ② ] 9万円  補てん金を含めた 当年収入 46万円	① ] 14万円 ② ] 14万円  補てん金を含めた 当年収入 46万円

〔 地域平均で価格が低下又は収量が減少した場合に対象  
(地域の単収が平年単収の9割を下回った場合、共済金相当額を控除) 〕

〔 個人で収量が減少した場合に対象 〕

〔 個人で農業収入が減少した場合に対象 〕

(大麦)

1 主食用大麦の作付面積 1.0ha(農作物共済の平均引受面積)、単収 355kg/10a(作物統計)、販売単価 7,418 円/50kg(長野県産大麦の指標価格に、畑作物の直接支払交付金における数量払の平均交付単価を加えた額)、平均収入 526,678 円と仮定して試算しています。

2 ナラシ対策は地域で最も加入者の多いコースを選択した場合、農作物共済は加入者の多い引受方式、補償限度を選択した場合で試算しています。

3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

ナラシ対策:

(積立金)10a 当たり標準的収入金額(15,887 円/10a) × 作付面積(1.0ha) × 積立幅(0.2)

× 支払率(0.9) × 1/4(国庫補助 75%) = 7,149 円

※積立金は補てんに使われない限り翌年に持越し

農作物共済:半相殺8割補償方式の場合

(共済掛金)作付面積(1.0ha) × 基準単収(355kg/10a) × 補償限度(8割) × 引受単価(199 円/kg)

× 共済掛金率(1.630%) × 49.4/100(国庫補助 50.6%) = 4,551 円

収入保険:

(保険料)基準収入(平均収入 526,678 円) × 保険方式の補償限度(0.8) × 支払率(0.9)

× 保険料率(2.0%) × 1/2(国庫補助 50%) = 3792.0816 円

(積立金)基準収入(平均収入 526,678 円) × 積立幅(0.1) × 支払率(0.9)

× 1/4(国庫補助 75%) = 11.850 円 ※積立金は補てんに使われない限り翌年に持越し

4 収入保険と既存制度(「ナラシ対策」と「農作物共済」)との比較のポイントは次のとおりです。

① 対象者

「収入保険」は青色申告を行っている農業者、「ナラシ対策」は認定農業者等が対象です。

② 補てんの対象(収入減少の要因)

「収入保険」では、大麦の収量減少や価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少が対象です。農産物の収穫後に出荷や販売ができなかった場合も対象となります。

「ナラシ対策」では、収量減少や価格低下による地域平均の収入減少が対象です。

「農作物共済」では、自然災害等による収量減少が対象です。

既存制度では、収穫後に出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

③ 補てんの計算方法(個人単位か地域単位か)

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

「ナラシ対策」では、地域の大麦の主要銘柄の平均取引価格を使って収入減少を計算します。

「農作物共済」では、農業者ごとの収量減少を補てんします。

④ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10割の収入減少までが補てんの対象です。

「ナラシ対策」では、基準収入を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、最大で2割の収入減少までが補てんの対象です。

「農作物共済」では、半相殺方式で補償限度 8割のタイプは、減収耕地の収穫量の合計が基準収穫量の8割を下回った場合に補てんされ、10割の収量減少までが補てんの対象です。